

市立小学校児童の保護者の皆様へ

多治見市教育委員会教育推進課

岐阜県からの臨時休校延長の要請に伴う学校の臨時預かり対応について

本日、岐阜県が県内市町村に臨時休校延長の要請を行いました。今回の要請が感染拡大防止のためであることを考慮し、学校における臨時預かりについて以下のとおり対応させていただきます。保護者の皆様にはご不便をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、今回の内容は、今後の状況や国、岐阜県の指示等により変更になる可能性があります。

記

- 1 学校における臨時預かり対応について
5月31日（日）まで、引き続き中止します。
- 2 保護者が医療従事者等の場合の特別預かりについて
 - (1) たじっこクラブに登録されてみえない方で、次の要件に当てはまる児童に限って、特別預かりを行います。
 - ① 両親のどちらかが医療従事者、警察、消防などに勤務されていて、祖父母など保護者以外の成人と同居していない1～3年生の児童
 - ② ひとり親家庭で、祖父母など保護者以外の成人と同居していない児童
 - ③ 障がいがあり、1人で家で過ごすことが困難な児童
 - (2) 特別預かりの体制は、次のとおりです。
 - ① 8時15分～16時45分まで、通っている小学校で預かります。
※自主学习や読書などを教員が見守ります。(弁当・飲み物持参)
 - ② これまでと同様に、送迎が必要です。
 - (3) 利用される場合には、次の手続きが必要です。現在、学校の臨時預かりを利用されている方は、お手続き不要です。
 - ① 新たにご利用を希望される方は、所属小学校に申し込んでください。
問合せ窓口は、各小学校の教頭です。

多治見市教育委員会

教育次長 高橋 光弘

TEL 0572-2311 (内線 2322)

0572-23-5904 (教育推進課直通)

E-mail ; takahashi-m@city.tajimi.lg.jp